政令第三百九号

肝炎対策推進協議会令

内閣は、肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）第二十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員の任期）

第一条　肝炎対策推進協議会（以下「協議会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長）

第二条　協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第三条　協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、非常勤とする。

（議事）

第四条　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第五条　協議会の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。

（雑則）

第六条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　直人

日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　直人

政令第三百十号

日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行に伴い、並びに同法附則第四十条第三項及び第七十五条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第五十九条）
第二章　経過措置（第六十条―第六十三条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第一条から第三条までを削る。

第三条の二第一項中「法第二十六条第一項の」を「厚生年金保険法（以下「法」という。）第二十六条第一項の」に改め、同条第二項中「事業所」を「事業所又は事務所（以下単に「事業所」という。）」に、「社会保険庁長官」を「日本年金機構（以下「機構」という。）」に改め、同条を第一条とする。

第三条の二の二を第二条とし、第三条の二の三を第三条とする。

第三条の三第一号中「昭和六十年改正法」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）」に改め、同条を第三条の二とする。

第三条の四第一号中「船員保険法」の下に「（昭和十四年法律第七十三号）」を加え、同条を第三条の三とする。

第三条の四の二を第三条の四とし、第三条の四の三を第三条の四の二とする。

第三条の六の二の見出し中「七十歳以上の使用される者」を「法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者」に改める。

第三条の七第一号中「旧法」を「昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）」に改める。

第三条の十二の三の表第三条の二第一項の項及び第三条の十二の九第一項の表第三条の二第一項の項中「第三条の二第一項」を「第一条第一項」に改める。

第四条第四項中「船舶所有者以外」を「船舶所有者（同号に規定する船舶所有者をいう。以下この項及び第四条の四第一項において同じ。）以外」に改め、同条の次に次の九条を加える。

（法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情）

第四条の二　法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納していること。

二　納付義務者が法第百条の五第一項に規定する滞納処分等その他の処分（以下「滞納処分等その他の処分」という。）の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。

三　納付義務者が滞納している保険料その他法（第九章を除く。第四条の五において同じ。）の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四　滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

（財務大臣への権限の委任）

第四条の三　厚生労働大臣は、法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合においては、次に掲げるものを除き、その全部を財務大臣に委任する。

一　法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百三十八条の規定による告知